

一管区水路通報第 1 3 号

平成 2 3 年 4 月 1 日

第一管区海上保安本部

第 1 2 7 項	北海道南岸	函館港	・ ・ ・ ・ ・	小型船舶操縦訓練
第 1 2 8 項	北海道南岸	函館港	・ ・ ・ ・ ・	浮標設置
第 1 2 9 項	北海道南岸	襟裳岬西方	・ ・ ・ ・ ・	ミサイル射撃訓練
第 1 3 0 項	北海道南岸	十勝港	・ ・ ・ ・ ・	生け簀設置
第 1 3 1 項	北海道南岸	釧路港	・ ・ ・ ・ ・	錨及び錨鎖存在
第 1 3 2 項	北海道南岸	釧路港	・ ・ ・ ・ ・	生け簀設置
第 1 3 3 項	北海道南岸	厚岸港	・ ・ ・ ・ ・	岸壁築造工事
第 1 3 4 項	北海道南岸	齒舞漁港	・ ・ ・ ・ ・	防波堤改良工事
第 1 3 5 項	北海道北岸	枝幸港南東方	・ ・ ・ ・ ・	掘下げ作業
第 1 3 6 項	北海道北岸	神威岬南東方	・ ・ ・ ・ ・	掘下げ作業
第 1 3 7 項	北海道西岸	野寒布岬南西方	・ ・ ・ ・ ・	防波堤改良工事等
第 1 3 8 項	北海道西岸	石狩湾港	・ ・ ・ ・ ・	補正図発行
第 1 3 9 項	北海道西岸	小樽港	・ ・ ・ ・ ・	防波堤改良工事等
第 1 4 0 項	北海道西岸	瀬棚港	・ ・ ・ ・ ・	養殖施設及び魚礁設置

お 知 ら せ

東北地方太平洋沖地震等の影響による海図の記載内容について

東北地方太平洋沖地震等の影響による海図の記載内容について平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により、本州東岸及び北海道南岸の各港湾等においては、海岸線の変化及び陸上から押し流された家屋・車輛等、海底の険悪物存在など、現況と関連海図の記載内容が相違しているおそれがありますのでご注意ください。今後、変化情報等を入手した場合は、逐次海上保安庁が発行する水路通報等でお知らせします。

平成23年度海上保安学校学生採用試験の受付が開始されます。

海上保安学校（特別）船舶運航システム課程

<受付期間> 平成23年4月 1日(金)～ 4月 8日(金)

<第一次試験> 平成23年5月15日(日)

詳細は

(PC) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/saiyou.htm>

(携帯) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/i/saiyou/>



QRコード

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

F A X 番号 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

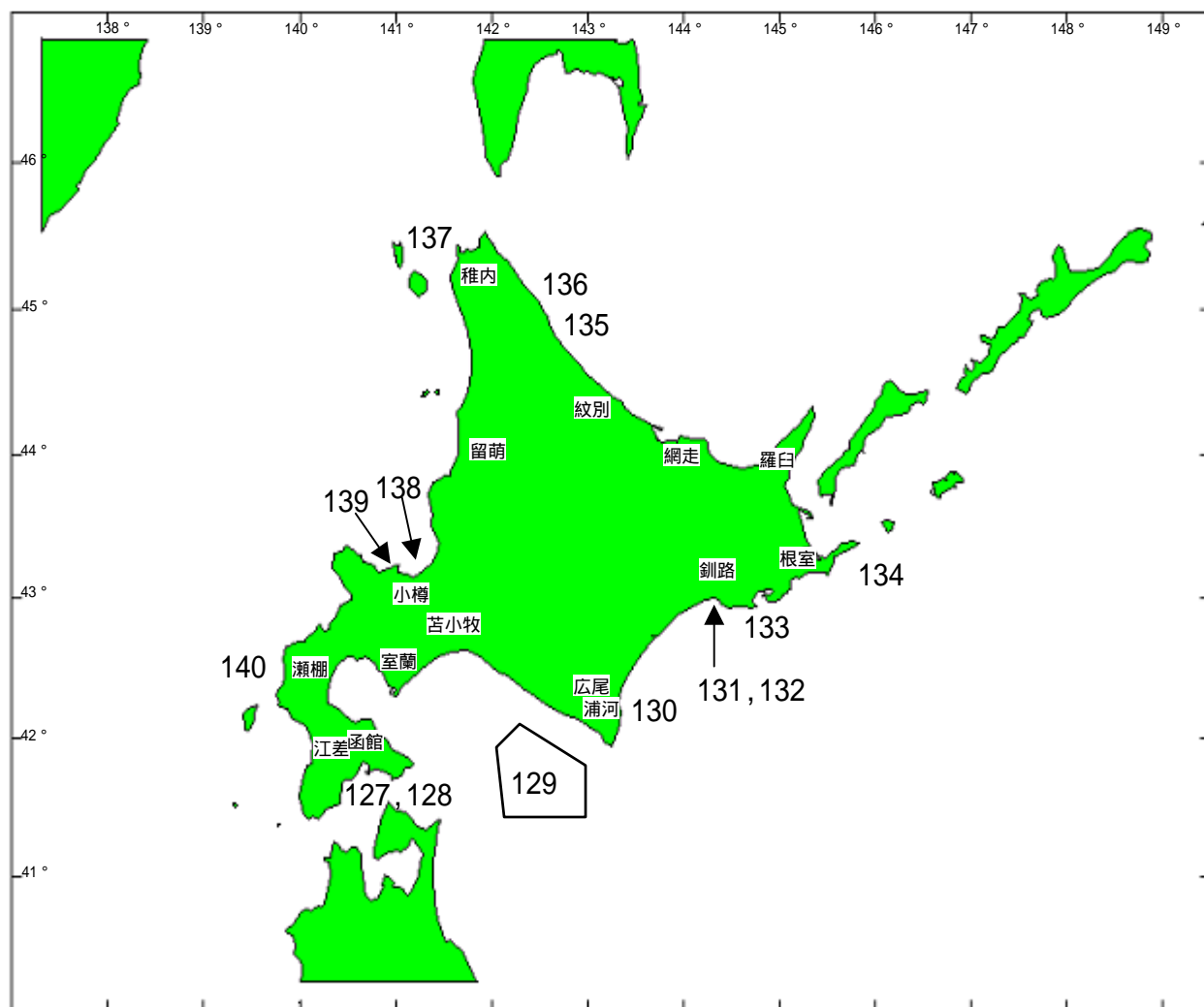
一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記どうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号小樽地方合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301 メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

索引図

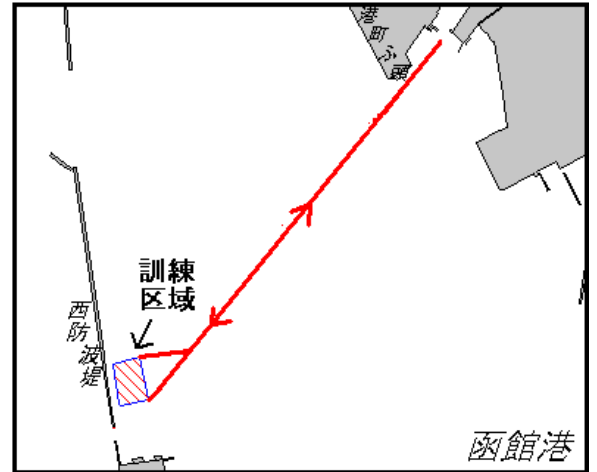


事項別索引

水深関係	-----	131
訓練・試験関係	-----	127、129
航路標識関係	-----	128
港湾施設関係	-----	133、134、135、136 137、139
漁業関係	-----	130、132、140
出版物関係	-----	138

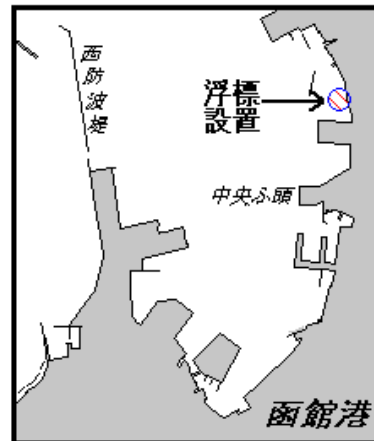
23年127項 北海道南岸 - 函館港、第3区、第4区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。
 期 間 平成23年4月15日～20日 毎日0900～1600
 区 域 西防波堤内側
 備 考 浮標3基設置。
 海 図 W 6
 出 所 函館港長



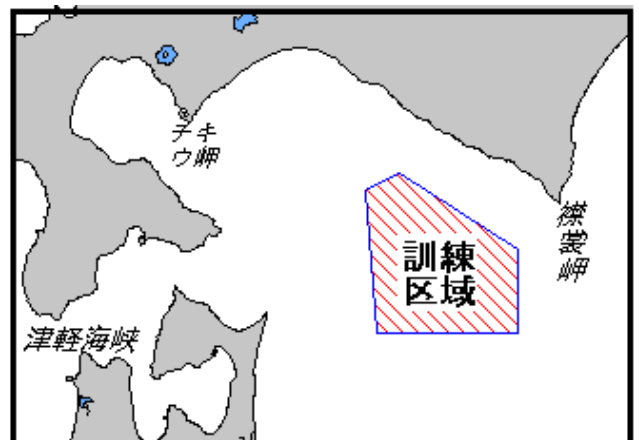
23年128項 北海道南岸 - 函館港、第3区 浮標設置

下記位置に、黄色浮標が設置されている。
 位 置 41-47-22.7N 140-43-33.8E
 海 図 W 6
 出 所 函館港長



23年129項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 ミサイル射撃訓練

下記区域で、自衛隊航空機による空対空ミサイル射撃訓練が実施される。
 期 間 平成23年4月4日～30日 毎日0800～1700
 区 域 下記5地点により囲まれる区域及びその上空9,144mまで
 (1) 41-43-09N 142-59-46E
 (2) 41-20-10N 142-59-46E
 (3) 41-20-10N 142-07-47E
 (4) 41-59-09N 142-03-47E
 (5) 42-04-09N 142-16-46E
 海 図 W 1 0 3 0
 出 所 防衛省航空幕僚監部



23年130項 北海道南岸 - 十勝港 生け簀設置

下記区域に、生け簀が設置されている。

期 間 平成23年6月30日まで

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 42-17-41.8N 143-20-06.0E(岸線上)

(2) 42-17-43.4N 143-20-05.4E

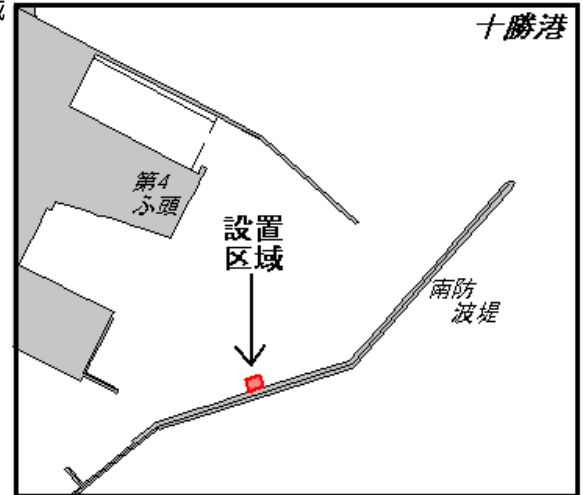
(3) 42-17-43.9N 143-20-07.9E

(4) 42-17-42.4N 143-20-08.5E(岸線上)

備 考 灯付浮標及び旗竿等で設置区域を表示。

海 図 W 3 5

出 所 広尾海上保安署



23年131項 北海道南岸 - 釧路港、西区第2区 錨及び錨鎖存在

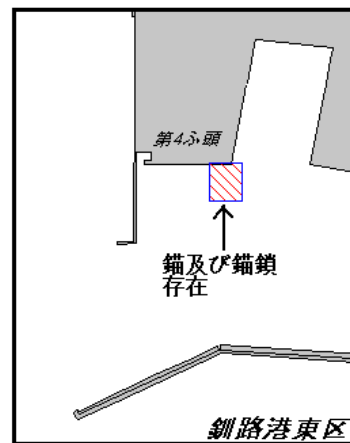
下記位置に、錨及び錨鎖が存在している。

期 間 当分の間

位 置 42-59-49N 144-19-08E 付近

海 図 W 3 1

出 所 釧路港長



23年132項 北海道南岸 - 釧路港、東区第3区 生け簀設置

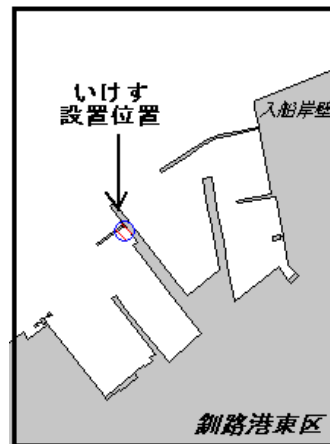
下記位置に、生け簀が設置されている。

期 間 平成23年6月30日まで

位 置 42-58-35N 144-22-09E 付近

海 図 W 3 1

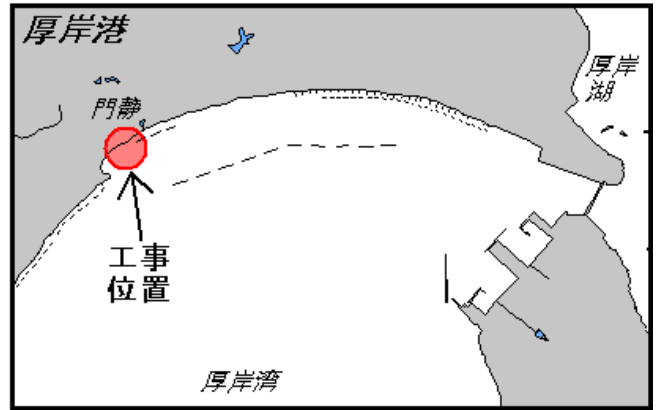
出 所 釧路港長



23年133項 北海道南岸 - 厚岸港 岸壁築造工事

下記位置で、岸壁築造工事が実施されている。

期 間 平成23年5月27日まで
 位 置 43-03.2N 144-47.0E 付近
 海 図 W 3 6
 出 所 釧路海上保安部



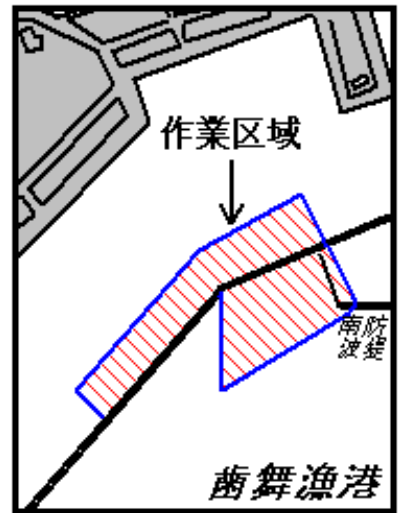
23年134項 北海道南岸 - 歯舞漁港 防波堤改良工事

下記区域で、防波堤改良工事が実施されている。

期 間 平成23年10月31日まで
 区 域 下記7地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 43-20-19N 145-45-29E(岸線上)
 (2) 43-20-20N 145-45-28E
 (3) 43-20-25N 145-45-34E
 (4) 43-20-27N 145-45-39E
 (5) 43-20-23N 145-45-42E
 (6) 43-20-21N 145-45-35E
 (7) 43-20-23N 145-45-35E(岸線上)

備 考 灯付浮標及び赤旗付ボンデンで作業区域を表示。
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚。

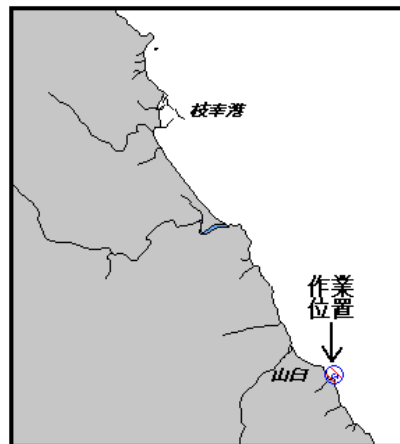
海 図 W 1 4 0 2 (歯舞漁港)
 出 所 根室海上保安部



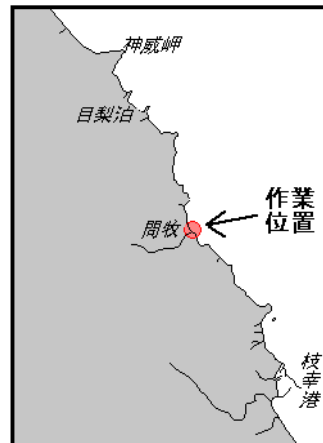
23年135項 北海道北岸 - 枝幸港南東方、(山臼漁港) 掘下げ作業

下記位置で、掘下げ作業が実施されている。

期 間 平成23年6月20日まで
 位 置 44-49-57N 142-40-50E 付近
 備 考 ボンデンで工事位置を表示。
 海 図 W 1 0 3 9
 出 所 稚内海上保安部



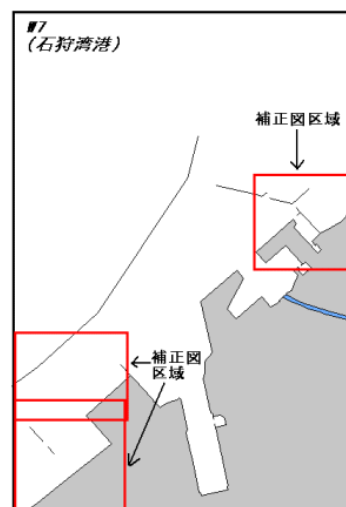
23年136項 北海道北岸 - 神威岬南東方、(問牧漁港) 掘下げ作業
 下記位置で、掘下げ作業が実施される。
 期 間 平成23年4月10日～6月20日
 位 置 44-59-25N 142-32-44E 付近
 海 図 W1039
 出 所 稚内海上保安部



23年137項 北海道西岸 - 野寒布岬南西方、抜海岬付近(抜海漁港) 防波堤改良工事等
 下記位置で、防波堤、防砂堤改良工事及び掘下げ作業が実施されている。
 期 間 平成23年10月31日まで
 位 置 45-18-37N 141-36-30E 付近
 備 考 黄色旗付ボンデンで工事区域を表示。
 海 図 W1040
 出 所 稚内海上保安部



23年138項 北海道西岸 - 石狩湾港 補正図発行
 水路通報により、補正図が発行された。
 海上保安庁水路通報第12号377項
 海 図 W7
 出 所 海上保安庁海洋情報部



23年139項 北海道西岸 - 小樽港、第1区、2区 防波堤改良工事等
 下記区域で、防波堤改良工事及びブロックの仮置が実施される。

期 間 平成23年4月4日～9月30日

区 域 1 防波堤改良区域は下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

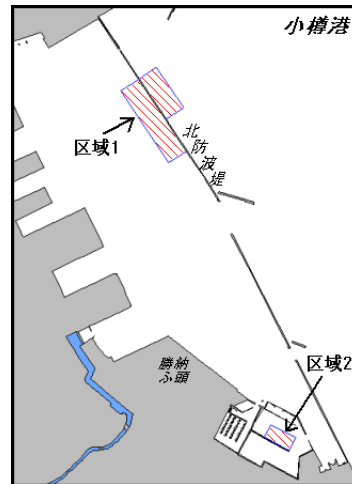
- (1) 43-12-11.7N 141-01-14.0E(岸線上)
- (2) 43-12-09.0N 141-01-08.4E
- (3) 43-12-25.6N 141-00-53.4E
- (4) 43-12-31.0N 141-01-04.7E
- (5) 43-12-21.8N 141-01-13.1E
- (6) 43-12-19.2N 141-01-07.6E(岸線上)

2 ブロック仮置区域は下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (7) 43-11-05.8N 141-01-38.5E(岸線上)
- (8) 43-11-08.7N 141-01-40.7E
- (9) 43-11-05.6N 141-01-48.4E
- (10) 43-11-02.6N 141-01-46.3E(岸線上)

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚。
 旗付浮標で作業区域を表示。

海 図 W 5
 出 所 小樽港長



23年140項 北海道西岸 - 瀬棚港 養殖施設及び魚礁設置
 下記位置に、養殖施設及び魚礁が設置されている。

期 間 平成24年3月31日まで

位 置 1 下記5地点付近

- (1) 42-27-17N 139-50-39E(魚礁)
- (2) 42-27-13N 139-50-44E(養殖施設)
- (3) 42-27-11N 139-50-22E(養殖施設)
- (4) 42-27-03N 139-50-41E(養殖施設)
- (5) 42-26-58N 139-50-17E(養殖施設)

2 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域(養殖施設)

- (6) 42-26-29N 139-50-18E(岸線上)
- (7) 42-26-29N 139-50-27E
- (8) 42-26-48N 139-50-29E
- (9) 42-26-49N 139-50-21E(岸線上)

備 考 灯付浮標で養殖施設及び魚礁位置を表示。

海 図 W 3 9 (瀬棚港)
 出 所 瀬棚海上保安署

